

## 安城市若者支援地域協議会設置要綱

### (設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者を包括的に支援するため、関係機関等（法第15条第1項に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）によるネットワークとして、安城市若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる関係機関等をもって構成する。

### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者に関する調査、研究、協議、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (若者支援調整機関)

第4条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として安城市青少年愛護センターを指定する。

2 調整機関の事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。
- (3) その他協議会の運営に必要な事項に関すること。

### (若者指定支援機関)

第5条 法第22条第1項に規定する子ども・若者指定支援機関として、一般社団法人パーソナルラボを指定する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

| 分 野     | 関係機関等                 |
|---------|-----------------------|
| アドバイザー  | 学識経験者として市長が指定するもの     |
| 教育      | 安城市青少年健全育成連絡協議会       |
|         | 青少年健全育成協議会（うち高等学校区）   |
|         | 安城市教育研究会生徒指導部会        |
|         | 安城市教育委員会教育部学校教育課      |
|         | 安城市教育委員会生涯学習部生涯学習課    |
|         | 安城市青少年愛護センター          |
| 福祉・保健   | 安城市民生委員・児童委員協議会       |
|         | 社会福祉法人安城市社会福祉協議会地域福祉課 |
|         | 愛知県衣浦東部保健所            |
|         | 安城市福祉部社会福祉課           |
|         | 安城市福祉部障害福祉課           |
|         | 安城市こども健康部こども課         |
|         | 安城市こども健康部こども発達支援課     |
| 矯正・更生保護 | 安城保護区保護司会             |
|         | 愛知県安城警察署生活安全課         |
| 雇用      | 知立若者サポートステーション        |
|         | 刈谷公共職業安定所             |
|         | 安城市産業部商工課             |
| 地域      | 安城市町内会長連絡協議会          |
| 民間支援団体  | 一般社団法人パーソナルラボ         |
|         | 若者支援団体として市長が指定するもの    |